

契約管財局発注の物品供給等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	手動引金式人工呼吸器一式 買入	27:医療用機器	(株)アダチ	4,870,800	平成30年1月18日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
2	図書カード(市政改革室) 概算買入	57:贈答用品	大阪府書店(商)	628,670	平成30年1月22日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	随意契約理由書記載のとおり	
3	ろ過式集じん装置用ろ布(北斎場)買入	19:産業用機器	ホソカワミクロン(株)	8,694,000	平成30年3月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

手動引金式人工呼吸器一式 買入

## 2 契約の相手方

(株)アダチ

## 3 随意契約理由

手動引金式人工呼吸器は、呼吸停止の傷病者に対して効果的な人工呼吸を行うことができ、また自発呼吸のある傷病者に対しては傷病者の呼吸に同期して高濃度酸素投与が行えるなど、呼吸管理の際に使用する救命資器材であり、当局が求める以下の5点の性能を有する必要がある。

- ・ 人工呼吸を自動式に切り替えられること。
- ・ 酸素駆動式で電源を必要としないこと。
- ・ 使用中における気道内圧の上限が 40cmH<sub>2</sub>O であること。
- ・ 自発呼吸発現時の微弱な呼吸でも作動すること。
- ・ MRI 対応型であること。

上記すべてを満たすものはスミスメディカル・ジャパン株式会社製のニューパック VR1 のみであり、(株)アダチはスミスメディカル・ジャパン株式会社が取扱う消防機関向け製品の大阪市における唯一の販売代理店である。

よって上記業者を指定するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

消防局救急部救急課（救急）（電話番号 06-4393-6628）

## 随意契約理由書

## 1 件名

図書カード（市政改革室）概算買入

## 2 契約の相手方

大阪府書店商業組合

## 3 随意契約理由

本市では、幅広い市民の方々の多様化するニーズを的確に把握し、施策や事業の意思決定に活かすため、市政モニター制度を実施している。市政モニターへは、協力に対する謝礼として、アンケートの回答割合（回答回数）に応じて、あらかじめ定めた額面の図書カードをお渡しすることとしている。

図書カードについては、発行元である日本図書普及（株）が、一般の顧客に対して直接販売は行っておらず、新刊を扱うなどの条件を満たした加盟書店にのみ販売していることから、本市の契約相手方は加盟書店が対象となる。

また、加盟書店は一般顧客に対し、数量の多少に関わらず額面通りの価格でしか販売を行っていない。

さらに、他都市でモニター制度を有しており謝礼に図書カードを導入している複数市にも調達方法を問合せたところ、有価証券の性質上、均一価格でしか販売されていないため、入札を実施しても価格競争は望めないとの理由から随意契約で調達しているとのことであった。

以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、随意契約を行うこととする。

次に、契約相手方の選定であるが、大阪府下の加盟店で構成されている大阪府書店商業組合は、通常額面価格での販売を行っているが、大阪の読書推進に貢献している大阪市が契約相手方であり、かつ大量一括購入の場合については、額面価格の2%引きで販売するとのことであった。書店で調達した場合は前述のとおり額面価格でしか販売されないため、額面価格の2%引きの価格で購入できることは本市にとって有利な条件であると言える。

以上のことから、契約相手方を大阪府書店商業組合に選定する。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

市政改革室 P D C A 担当（電話番号 06-6208 - 9757）

# 3

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

ろ過式集じん装置用ろ布（北斎場）買入

### 2 契約の相手方

ホソカワミクロン株式会社

### 3 随意契約理由

#### （1）製品選定理由

今回買入の北斎場ろ過式集じん装置用ろ布は、ホソカワミクロン株式会社製の排ガス処理装置の主要構成部品であり、排ガス性状（量・温度・流速・圧力損失等）を考慮して、当該会社が独自の技術により設計・製作したものである。

したがって、本部品はろ過式集じん装置と一体であり、形状・寸法、材質及び性能保証の関係から他社製品は使用できないため、ホソカワミクロン株式会社製を選定するものである。

#### （2）業者選定理由

本部品は、ホソカワミクロン株式会社が直接販売を行っており、他社では取扱いが出来ないため、ホソカワミクロン株式会社と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 （電話番号 06-6630-3374）